

7・1定

附帯決議案第1号

議案第67号旭川市宿泊税条例の制定に対する附帯決議について

議案第67号旭川市宿泊税条例の制定に対して、別紙のとおり附帯決議案を提出する。

令和7年3月21日

旭川市議会

議長 福居秀雄様

提出者 旭川市議会議員

中村みなこ

能登谷繁

賛成者 旭川市議会議員

まじま 隆英

石川厚子

議案第 6 7 号旭川市宿泊税条例の制定に対する附帯決議

本市の宿泊税については制度設計上未成熟であり、その課税額や使途の根拠が明確ではないことや、宿泊事業者から十分な合意が得られていないことなど拙速な部分があることが予算審議の中で明らかとなった。

宿泊税の課税額 1 泊 200 円や使途の根拠を明確にすることのほか、宿泊弱者対策を定めることや宿泊事業者と十分な合意形成を図るなど、課題を整理した上で実施すること。

以上、決議する。

旭川市議会